



宮 崎 県 公 報

平成29年11月2日(木曜日) 第 2943 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則
告 示

○土地改良法施行細則の一部を改正する規則…… (農村整備課) 1

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 2
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 2
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (“) 2
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 2
○保安林の指定の解除…………… (自然環境課) 2

規 則

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年11月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則 (昭和53年宮崎県規則第4号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(管理規程の設定等の認可の申請又は協議)	(管理規程の設定等の認可の申請又は協議)
第18条 法第57条の2第1項又は第3項 (法第96条において準用する場合を含む。) の認可の申請は、別記様式第17号による申請書に、省令第48条 (省令第48条の3において準用する場合を含む。次項において同じ。) に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。	第18条 法第57条の2第1項又は第3項 (法第84条又は第96条において準用する場合を含む。) の認可の申請は、別記様式第17号による申請書に、省令第48条 (省令第48条の3において準用する場合を含む。次項において同じ。) に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
2 [略]	2 [略]
(工事の着手又は完了の届出書の様式)	(工事の着手又は完了の届出書の様式)
第34条 省令第90条の2の届出書の様式は、別記様式第33号によるものとする。	第34条 省令第90条の3の届出書の様式は、別記様式第33号によるものとする。
様式第13号 (第14条関係)	様式第13号 (第14条関係)
[略]	[略]
災害復旧事業を施行したいので、土地改良法第49条第1項 (第84条において準用する第49条第1項) の規定により認可を申請します。	災害 (突発事故被害) 復旧事業を施行したいので、土地改良法第49条第1項 (第84条において準用する第49条第1項) の規定により認可を申請します。
[略]	[略]
(注) 不要の文字は、 <u>まっ</u> 消すること。	(注) 不要の文字は、 <u>抹</u> 消すること。
様式第25号 (第26条関係)	様式第25号 (第26条関係)
[略]	[略]
(注) 1 土地改良法第85条第1項の申請の場合にあっては、申請者の欄は、連署すること。	(注) 1 土地改良法第85条第1項の申請において、申請者が複数の場合にあっては、申請者の欄は、連署すること。
2 不要の文字は、 <u>まっ</u> 消すること。	2 不要の文字は、 <u>抹</u> 消すること。
様式第33号 (第34条関係)	様式第33号 (第34条関係)
[略]	[略]
次のとおり土地改良事業の工事に着手 (工事を完了) したので、土地改良法第 113条の2第1項の規定により届け出ます。	次のとおり土地改良事業の工事に着手 (工事を完了) したので、土地改良法第 113条の3第1項の規定により届け出ます。
[略]	[略]

(注) 不要の文字は、まっ消すること。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の土地改良法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 613号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

宮崎県告示第 614号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成29年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
黒木 純	県立日南病院	日南市	小児科	平成29年11月1日
中村 好成	なかむら整形外科クリニック	都城市	整形外科、リハビリテーション科	平成29年11月1日

宮崎県告示第 615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
やました薬局新富店	新富町	薬局	平成29年11月1日

宮崎県告示第 616号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
やました薬局新富店	新富町	薬局	平成29年11月1日

宮崎県告示第 617号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年11月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南俣字大口5692-1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）